

令和 3 年 8 月 1 1 日開会

令和 3 年 8 月 1 1 日閉会

令和 3 年第 3 回知多南部広域環境組合議会定例会会議録

知多南部広域環境組合議会

令和 3 年第 3 回知多南部広域環境組合議会定例会会議録目次

8 月 1 1 日

議事日程	1
出席議員の番号・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
事務局職員出席者	2
開会	2
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
諸報告	4
報告第 1 号を上程	4
（報告説明）	5
議案第 5 号を上程	5
（提案説明）	5
議案第 5 号を採決	6
議案第 6 号を上程	6
（提案説明）	7
議案第 6 号を採決	9
議案第 7 号を上程	9
（提案説明）	9
議案第 7 号を採決	10
議案第 8 号を上程	10
（提案説明）	10
議案第 8 号を採決	11
認定第 1 号を上程	11

（提案説明）	1 2
認定第 1 号を採決	1 4
閉会	1 4
会議録署名議員	1 5

会議に付された件名

- 1 議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸報告
- 5 報告第1号 令和2年度知多南部広域環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 議案第5号 令和3年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号
- 7 議案第6号 知多南部広域環境組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 8 議案第7号 知多南部広域環境組合知多南部広域環境センター大規模修繕基金条例の制定について
- 9 議案第8号 知多南部広域環境組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定について
- 10 認定第1号 令和2年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年 8 月 1 1 日（水曜日）

令和 3 年第 3 回知多南部広域環境組合議会定例会会議録

令和3年8月11日 午後2時29分開会

1 議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸報告

日程第5 議案第1号 令和2年度知多南部広域環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第6 議案第5号 令和3年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号

日程第7 議案第6号 知多南部広域環境組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第8 議案第7号 知多南部広域環境組合知多南部広域環境センター大規模修繕基金条例の制定について

日程第9 議案第8号 知多南部広域環境組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定について

日程第10 認定第1号 令和2年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである。(16名)

1 番	渡邊昭司 君	2 番	坂井美穂 君
3 番	中川健一 君	4 番	伊奈利信 君
5 番	都築周典 君	6 番	成田勝之 君
7 番	石垣菊蔵 君	8 番	鈴木浩二 君
9 番	片山陽市 君	10 番	横田貴次 君
11 番	横田全博 君	12 番	杉浦 剛 君
13 番	石原壽朗 君	14 番	久野 勇 君
15 番	青木信哉 君	16 番	森田義弘 君

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

管理者	糸山芳輝 君	副管理者	久世孝宏 君
副管理者	伊藤辰矢 君	副管理者	石黒和彦 君
副管理者	齋藤宏一 君	副管理者	近藤千秋 君

会計管理者	松本由美子 君	事務局長	近藤正勝 君
総務課長	佐伯広行 君	事業課長	榊原康広 君
総務課事務職員	那須大輔 君	半田市クリーンセンター所長	加藤明弘 君
常滑市環境経済部次長	浜島 靖 君	南知多町厚生部長	大岩幹治 君
南知多町環境課長	富田和彦 君	美浜町厚生部長	高橋ふじ美君
美浜町環境課長	富谷佳宏 君	武豊町生活経済部長	竹内誠一 君
武豊町生活経済部次長	篠崎良一 君		

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

書記長	服部由紀 君	書記	岩田康司 君
-----	--------	----	--------

午後2時29分 開会

議長（石原壽朗君）

それでは、ただいまより、令和3年第3回知多南部広域環境組合議会定例会を開会いたします。

定例会の開会に先立ち、管理者から招集の挨拶をお願い致します。

管理者（靱山芳輝君）

マスクの方、失礼します。

改めまして、皆様方こんにちは。管理者の武豊町長靱山芳輝でございます。

本日、ここに令和3年第3回知多南部広域環境組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、常日頃から当組合の円滑な事業運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さらに、議員の皆様におかれましては、去る7月26日と28日には、大変猛暑の中、知多南部広域環境センターの建設現場のご視察をいただきまして、大変ご苦労さまでございました。まだまだ厳しい暑さが続くと思われませんが、皆様方におかれましては、体調の管理には十分ご留意をいただきますようお願いをいたします。

さて、当環境センターの建設現場の現状や工事の進捗状況は、先日ご覧をいただきましたとおり、おおよそ7割となっております。今後は、年内までに一部の外構工事を除きまして、建物及び設備を完了し、年明けの1月よりごみ焼却の試運転を行い、令和4年4月

1日の供用開始を迎える予定となっております。

さて、本日、本定例会にご審議をお願いいたします案件は、報告案件としまして、令和2年度知多南部広域環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について1件。予算案件としまして、令和3年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算案について1件。条例案件として、知多南部広域組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定についてをはじめ3件。そして、認定案件として、令和2年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について の1件を予定いたしております。それぞれのご審議に際しましては、詳細な提案説明をさせていただきますので、慎重なご審議の上、ご可決・ご認定を賜りますようお願いを申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（石原壽朗君）

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は、16名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から令和3年第3回知多南部広域環境組合議会定例会を開会し、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りをしたとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議席の指定

議長（石原壽朗君）

日程第1 議席の指定を行います。

南知多町選出議員の議席をただ今ご着席の議席といたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（石原壽朗君）

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、坂井美穂議員、鈴木浩二議員を指名いたします。

両議員、よろしくお願いをいたします。

日程第3 会期の決定

議長（石原壽朗君）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをします。

本定例会の会期は、本日1日と定めますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 諸報告

議長（石原壽朗君）

次に、日程第4 諸報告であります。

地方自治法第121条の規定により、関係職員の出席を求めましたので、ご報告をいたします。

また、監査委員から議長の元に、令和3年4月分から令和3年6月分までの例月出納検査報告書の提出があり、配布した資料のとおりでありますので、これをもって報告に代えます。

日程第5 報告第1号 令和2年度知多南部広域環境組合一般会計繰越明許費繰越計

算書について

議長（石原壽朗君）

次に、日程第5 報告第1号 令和2年度知多南部広域環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について を議題といたします。

事務局、報告をお願いします。

事務局長（近藤正勝君）

報告第1号令和2年度 知多南部広域環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について
ご説明いたします。

議案書の1頁をお願いいたします。

本報告は、令和2年度知多南部広域環境組合一般会計予算に定めた繰越明許費について、翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおりご報告申し上げるものであります。

内容についてご説明いたします。

3頁の繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

繰越しをいたしましたのは、2款1項衛生費、事業名ごみ処理施設設計施工監理等業務委託で3千500万円を、ごみ処理施設建設請負工事で117億2千916万7千円をそれぞれ翌年度に繰り越したものであります。

4頁をお願いいたします。

繰越しの理由につきましては、両事業とも3月定例会で補正予算計上したものの、工期の不足により令和2年度中に完了することができなかったもので、令和4年3月31日までに完了の予定であります。

以上で報告を終わります。よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

議長（石原壽朗君）

以上で、報告第1号の報告を終わります。

日程第6 議案第5号 令和3年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号

議長（石原壽朗君）

次に、日程第6 議案第5号 令和3年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号を議題といたします。

当局の提案説明をもとめます。

事務局長（近藤正勝君）

ただいま、ご上程いただきました議案第5号令和3年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号について ご説明いたします。

議案書の5頁をお願いいたします。

令和３年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第１号は、次に定めるところによります。

第１条 債務負担行為の追加は、第１表 債務負担行為補正によります。

議案書７頁をお願いいたします。

債務負担行為補正について申し上げます。

第１表 債務負担行為補正は追加で、事項は中継施設受付等業務委託、期間は令和３年度から６年度まで、限度額は６千９６２万５千円であります。

これは、令和４年４月１日から中継施設の受付等を行うにあたり、人の手配など、準備期間が必要なため、債務負担行為の設定をお願いしたいとするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

議長（石原壽朗君）

提案説明は終わりました。これより、議案第５号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

議案第５号について、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第５号の採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

全員賛成であります。よって、議案第５号令和３年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第１号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第７ 議案第６号 知多南部広域環境組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議長（石原壽朗君）

次に、日程第７ 議案第６号 知多南部広域環境組合一般廃棄物処理施設の設置及び管

理に関する条例の制定について を議題といたします。

当局の提案説明をもとめます。

事務局長（近藤正勝君）

ただいま、ご上程いただきました、議案第6号 知多南部広域環境組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

議案書の11頁をお願いいたします。

本案は、組合施設の供用開始に伴い、地方自治法に基づき、施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定したいとするものです。

条文について、申し上げます。

第1条は、趣旨の規定で、この条例は、知多南部広域環境センター及びごみ中継施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条では、施設の定義を、第3条では、その施設の名称及び位置を定めております。

第4条では、広域環境センターで処理するごみの最大処理量を定めております。

第5条は、広域環境センターが処理する一般廃棄物に関する規定で、広域環境センターは、2市3町から発生する一般廃棄物を処理し、組合が定める受入基準に適合しない廃棄物は処理できないとしています。

第6条は、搬入の許可に関する規定で、広域環境センター及びごみ中継施設に一般廃棄物を搬入することができる者を定めております。

第7条は、搬入許可の取り消し等に関する規定で、法令等に違反した場合は、搬入許可の取り消しや搬入禁止とすることができるとしています。

第8条では、広域環境センターに技術管理者を置くこと、第9条では、その資格について定めております。

第10条は、一般廃棄物の処理手数料に関する規定で、家庭系ごみが、10キログラムまでごとに100円、脱水汚泥を含む事業系ごみは、10キログラムまでごとに200円と定めております。

第11条は、手数料の徴収について、第12条は、2市3町から減免申請書の提出があったときは減免できるなど、手数料の減免について定めております。

第13条は、搬入車両の登録について定めております。

第14条は、報告の徴収に関する規定で、維持管理等に必要な生じた場合は、搬入者に報告を求めることができるとしております。

第15条では、搬入者は、職員の指導に従わなければならない旨を定めており、第16条は、搬入者の義務、17条は、損害賠償、第18条は、過料について定めております。

第19条は、委任で、この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が別に定めることとしております。

附則としまして、第1項は、施行期日を定めております。

第2項は、準備行為を定めたもので、搬入許可に係る手続等は、この条例の施行日前においても、行うことができるものとしております。

第3項は、手数料に係る特例で、試運転を行う令和4年1月4日から広域環境センターに一般廃棄物を搬入するにあたっては、手数料を納入しなければならないとしています。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（石原壽朗君）

提案説明は終わりました。これより、議案第6号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

議員（中川健一君）

先程、議員連絡会議でももう少し詳しくお聞きすればよかったんですが、第15条のところなんですけれども、職員の指導ということがあって、これ行政権の行使になると思うんですが、具体的にどういう範囲を考えているのかということがわかればありがたいなと。例えば、ごみ処理場に行って、飲み屋でけんかしたおやじがたまたま受付におったなと思って、嫌がらせとかされたら嫌なものですから、どういう範囲がこの行政権の範囲なのか。概略がわかればなと思います。

事務局長（近藤正勝君）

事務処理を行っていく上で支障があれば、そのことについて指導させていただくということでございます。

議長（石原壽朗君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。議案第6号について、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

賛成多数です。よって、議案第6号知多南部広域環境組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第7号 知多南部広域環境組合知多南部広域環境センター大規模修繕基金条例の制定について

議長（石原壽朗君）

次に、日程第8 議案第7号 知多南部広域環境組合知多南部広域環境センター大規模修繕基金条例の制定について を議題といたします。

当局の提案説明をもとめます。

事務局長（近藤正勝君）

ただいま、ご上程いただきました、議案第7号 知多南部広域環境組合知多南部広域環境センター大規模修繕基金条例の制定について ご説明いたします。

議案書の15頁をお願いいたします。

本案は、知多南部広域環境センターにおいて、突発的な大規模修繕が必要となった際の財源確保のため、基金条例を制定し、活用したいとするものであります。

条文について、申し上げます。

第1条は、趣旨の規定で、この条例は、広域環境センターの大規模修繕の財源に充てる基金の設置、管理及び処分について必要な事項を定めるものであります。

第2条は、基金設置の定め、第3条は、積立金の規定で、積立額は予算で定める額としております。

第4条は、管理の規定で、基金に属する現金の管理方法等について定めております。

第5条は、運用益金の処理の規定、第6条は、繰り替え運用の規定、第7条は、基金の処分に関する規定で、第1項では、基金は広域環境センター大規模修繕の財源に充てるときに限り、処分することができることとし、第2項では、基金を預け入れた、または信託している金融機関に係る保険事故が発生した際の処分について定めております。

第8条は、委任の規定で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な

事項は、管理者が別に定めるものとしております。

附則としまして、この条例は、令和４年４月１日から施行したいとするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（石原壽朗君）

提案説明は終わりました。これより、議案第７号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

議案第７号について、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第７号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

全員賛成であります。よって、議案第７号 知多南部広域環境組合知多南部広域環境センター大規模修繕基金条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

日程第９ 議案第８号 知多南部広域環境組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定について

議長（石原壽朗君）

次に、日程第９ 議案第８号 知多南部広域環境組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定について を議題といたします。

当局の提案説明をもとめます。

事務局長（近藤正勝君）

ただいま、ご上程いただきました、議案第８号 知多南部広域環境組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定について ご説明いたします。

議案書の１７頁をお願いいたします。

本案は、知多南部広域環境組合行政財産の目的外使用に係る使用料について、必要な事

項を定めるため、新たに条例を制定したいとするものです。

条文について、申し上げます。

第1条は、趣旨の規定で、この条例は、行政財産の目的外使用に係る使用料について、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、使用料の規定で、使用料の額は、別表に定める武豊町道路占用料条例 別表を準用することとしております。

第3条は、使用料の納付に関する規定で、管理者が指定する日までに納付しなければならない旨を定めています。

第4条は、使用料の不還付について、第5条は、使用料の減免について定めています。

第6条は、委任の規定で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとしています。

附則としまして、この条例は、令和3年9月1日から施行したいとするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（石原壽朗君）

提案説明は終わりました。これより、議案第8号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。議案第8号について、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

全員賛成であります。よって、議案第8号 知多南部広域組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 認定第1号 令和2年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議長（石原壽朗君）

次に、日程第10 認定第1号 令和2年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について を議題といたします。

当局の提案理由の説明を求めます。

事務局長（近藤正勝君）

ただ今、ご上程いただきました認定第1号令和2年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について ご説明いたします。

議案書の19頁をお願いいたします。

認定をお願いいたしますのは、令和2年度に係る本組合の一般会計歳入歳出決算で、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

資料といたしまして、令和2年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算書、令和2年度決算に係る主要施策の成果報告書、令和2年度知多南部広域環境組合決算審査意見書を添付させていただいております。

決算内容につきましては、主要施策の成果報告書により、ご説明いたします。

議案書のページ端に記載の38頁をお願いいたします。

令和2年度決算について、総括中段に記載の歳入決算額は、55億5千275万7千円、歳出決算額は、55億4千699万8千円で、歳入歳出差引額は、575万9千円です。これから繰越明許費の財源となる繰越金13万7千円を除いた実質収支、いわゆる令和3年度への純繰越金は562万2千円となっております。

歳入・歳出の科目ごとの決算額は、39頁の表に記載のとおりです。

40頁をお願いいたします。

歳入ですが、1款分担金及び負担金の決算額は、5億7千846万6千円で、組合構成市町からの分担金です。市町ごとの分担金額及び分担率は、表に記載のとおりです。

2款国庫支出金の決算額は、19億4千437万8千円で、循環型社会形成推進交付金です。

3款繰越金の決算額は、891万1千円で、前年度からの繰越金です。

4款諸収入の決算額は、2千円で、預金利子等です。

6款組合債の決算額は、30億2千100万円です。

次に、歳出について ご説明いたします。

41頁をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費の決算額は、6 3 万 4 千円で、執行率は、9 6 . 9 %です。

本会議、議員連絡会議の開催状況につきましては、記載のとおりです。

続きまして、2 款 1 項衛生費 1 目清掃総務費の決算額は、6 千 7 4 4 万 4 千円で、執行率は、9 8 . 7 %です。

清掃総務費の主なものは、構成市町からの派遣職員人件費負担金で、構成市町ごとの内訳は、下段に記載のとおりです。

4 2 頁をお願いいたします。

2 款 1 項 2 目ごみ処理施設建設費の決算額は、5 4 億 1 千 4 3 万円、翌年度繰越額は、繰越明許費 1 1 7 億 6 千 4 1 6 万 7 千円で、執行率は 3 1 . 5 %です。

主な事業としまして、ごみ処理施設建設請負工事では、工場棟の鉄骨工事、躯体工事等の建設工事と焼却炉、ボイラー等のプラント工事を行い、令和 2 年度末での進捗率は、事業費ベースで約 4 6 %となっております。

また、ごみ処理施設設計施工監理等業務委託では、ごみ処理施設の建設事業者との全体的定例会、現場定例会の他、建築・プラント等の各種分科会を適宜開催し、施工業者、管理運営業者の業務が適切に行われているか、設計施工監理業務を実施いたしております。

なお、令和 3 年度への繰越明許費につきましては、最下段に記載のごみ処理施設建設請負工事の繰越額が、1 1 7 億 2 千 9 1 6 万 7 千円、ごみ処理施設設計施工監理等業務委託の繰越額が 3 千 5 0 0 万円で、令和 2 年度内に事業が完了しなかったものの繰越をお願いしたものであります。

4 3 頁をお願いいたします。

3 款 1 項公債費 1 目元金の決算額は、6 千 7 5 5 万 2 千円、

その下、2 目利子の決算額は、9 3 万 8 千円で、ごみ処理施設建設請負工事等の財源を地方債で借入れたことによる元金の償還金及び利子です。

地方債の現在高の状況につきましては、表に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（石原壽朗君）

提案説明は終わりました。これより、認定第 1 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

議員（中川健一君）

通しの頁の２９頁のごみ処理施設建設費のところの旅費の特別旅費というふうに書いてあるんですけども、これ特別って何のことかなということを説明をお願いします。あと、もう１点ですが、通し頁の３０頁の公債費のところの利子が補正予算で６００万円も下がってるんですけども、これは金利が想定よりも低くてこういうふうになったのかなと思うんですが、その辺、理由がわかればなと思います。以上です。

事務局長（近藤正勝君）

特別旅費につきましては、工場の材料の検査等に行った旅費でございます。それから公債費につきましては、議員がおっしゃるとおり、利息が確定したことによる減額でございます。

議長（石原壽朗君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

他に質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。認定第１号について、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第１号を採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

全員賛成であります。よって、認定第１号令和２年度知多南部広域組合一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件の議事はすべて終了いたしました。

これにて、令和３年第３回知多南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

午後２時５６分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4年 1月12日

知多南部広域環境組合議会

議長

石原 壽朗

会議録署名議員

坂井 美穂

会議録署名議員

鈴木 浩二